

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
受託研究員受入規則

〔平成16年4月19日〕  
規則第29号

改正 平成21年3月31日規則第35号

改正 平成25年2月18日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成16年規程第90号。以下「規程」という。）第2条第7号に規定する受託研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(受入資格)

第2条 受託研究員として受入れることのできる者は、民間会社等の現職技術者及び研究者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することのできる者又は大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長（以下「機構長」という。）がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請)

第3条 受託研究員を委託しようとする民間会社等の長は、機構長が別に定める「受託研究員受入申請書」に履歴書を添えて機構長に提出しなければならない。

(受入許可)

第4条 機構長は、前条の申請書の提出があったときは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究費等受入審査会に諮り、機構の研究に支障のない場合に限り、受入れを許可するものとする。

(研究期間)

第5条 受託研究員の研究期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、機構長が研究の継続の必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(研究指導)

第6条 受託研究員に対しては、その研究題目に応じて指導教員を定め、研究指導を行うものとする。

(研究料)

第7条 受入れを許可されたときは、民間会社等の長は、所定の期間内に機構長が別に定める額

の研究料を納付しなければならない。

- 2 研究料が所定の期間内に納付されないときは、受入れの許可を取り消すものとする。
- 3 納付された研究料は、これを返還しない。

(登録)

第8条 受入れを許可された受託研究員は、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。

- 2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、受託研究員は、その都度変更登録をしなければならない。

(登録の抹消)

第9条 受託研究員は、研究に従事なくなるときは、別に定める手続きにより機構長に登録の抹消の届け出をしなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了したときは、この限りではない。

第10条 削除

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、受託研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月31日規則第35号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月18日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。